

[Q24]
11月9日(月)～11月15日(日)の間に次の項目について、第1子(一歳以上のお子様も家族と同じものを使い、同じものを食べている場合は「同居家族分」として、実際にお支払いになった金額を「円単位」でお答えください。
現金での支払いや振込み、カード払いのほか、口座からの引落し類も含みます。
※「我が家は、記入欄に「0」を入れているので、「第1子専用分」は「0」の額は含まれません。
※「我が家は、記入欄に「0」を入れているので、「第1子専用分」は「0」の額は含まれません。
※「子どもに現金で渡し、使った額が不明」という場合は、「おこづかい」に含めてお答えください。

[Q24.1]
「生活消耗品」について

生活消耗品	同居家族分 (第1子専用分は除く)
お米(つ(紙・布)、お尻拭き、お手拭き、ペーパータオル、オイル、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、リンス、乳液、クリーム、制汗剤、消費剤等	円

[Q24.2]
「食費」について

家庭内での食事代、弁当材料費、外食費	同居家族分 (第1子専用分は除く)
粉ミルク、母乳、手作りの材料費、家庭内での食事にかかる材料費、通園・通学用などの弁当材料費	円
外食費	円
おやつ、間食	円

送信

[Q25]
11月9日(月)～11月15日(日)の間に次の項目について、第1子(一歳以上のお子様)のために実際に支払いになった金額を「円単位」でお答えください。
現金での支払いや振込み、カード払いのほか、口座からの引落し類も含みます。
※「我が家は、記入欄に「0」を入れているので、「この額は含まれません」。
※「我が家は、記入欄に「0」を入れているので、「この額は含まれません」。
※「子どもに現金で渡し、使った額が不明」という場合は、「おこづかい」に含めてお答えください。

[Q25.1]
お子様の「衣類・雑貨」について

衣類、下着類	第1子専用分
着崩着、外出着、下着、靴下類、浴衣類 ※ 制服、ユニホームなど、園や学校指定、クラブ指定のものは除く。	円
靴、カバン類	円
その他身の回り品	円

[Q25.2]
お子様の「娯楽用品」について

マンガ、雑誌、書籍・絵本	第1子専用分
娯楽や趣味として読んだもので、レンタル代を含む ※ 学習に使用する場合は「家庭用学習図書費」へ。	円
CD・DVD、ビデオ	円

[Q25.3]
お子様の「おこづかい」について

おこづかい	第1子専用分
原則として子どもに渡した現金で、子どもが使い道を自由に決められるもの。定期のおこづかい以外に、家事手伝いや成績アップなどのごほうびで渡した現金や、子どもだけで遊びに行くときの交通費や外食費、施設利用費等として渡した現金を含む。 ※ 月額で渡している場合は、実際に渡した額に、その額をお答えください。 (過平均といった計算はしないでください。)	円

[Q25.4]
お子様の「託児費」について

一時保育料、ベビーシッター代など	第1子専用分
一時的な託児所利用費、ベビーシッター費、ファミリーサポートセンター利用費等 ※ 月額制であっても、この月に支払ったのであればその額をお答えください。 (過平均といった計算はしないでください。)	円

[Q25.5]
お子様の「学童保育費」について

学童保育費	第1子専用分
保育料、おやつ代、保険料等 ※ 月額制であっても、この月に支払ったのであればその額をお答えください。 (過平均といった計算はしないでください。)	円

(4) 3週目アンケート

[Q25.6]
お子様の「学習用品費」について

	第1子専用分
文房具、図画工作用品費	ノート、筆記用具などの文房具類、図画工作用材料、道具など、家庭で購入したもの □ 円
家庭内学習用図書費	自宅での学習用に購入した雑誌、書籍、参考書、問題集、辞書類や、CD・DVD・カセットテープ・ビデオ・パソコンソフト等で、レンタル代を含む □ 円 ※ こどもちゃれんじ・ポピーなどの教材学習は除く。

[Q25.7]
お子様の「その他の学校外学習費」について

	第1子専用分
その他の学校外学習費	予習、復習、補習のための図書館などへの交通費、公開講座、公開演習、スト代等 □ 円 ※ 学習塾・予備校、家庭教師、教材学習にかかる費用は除く。

[Q26]
最後に、11月9日(月)～11月15日(日)の間に、これまでに回答した以外の項目で第1子(一学年上のお子様)用の特別出費がありましたら、その支出項目と金額をお答えください。

支出項目	金額
□	□ 円
□	□ 円
□	□ 円
□	□ 円
□	□ 円
□	□ 円

送信

この調査は0～15歳の子どもの年齢別に、子ども1人あたりにかかる年間費用を明らかにすることを目的としています。第1子(一学年上のお子様)についてお答えください。

お答えいただいた結果は、「内閣府」の今後の子育て支援のための施策づくりを活用させていただきます。ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここからは11月16日～23日の間に、実際に支出した項目についてお聞かせします。

- (1) 11月の期間に購入したが、使用した日は翌週だった」というような場合、『購入した日』と出費した日としてください。
 (2) クレジットカードで支払った場合は、『カードを使った日』と出費した日としてください。
 (3) 生協などの宅配や通信販売などで注文したが、支払い方法がカード払いや口座引き落とし、兼込用紙などで後日振込みという場合は、『注文した日』と出費した日としてください。
 (4) 「第1子用に購入したが、他の家族が食べてしまった・使ってしまった」というような場合、出費した時点のお考えに基づいてお答えいただければ結構です。第1子用と教えてください。

送信

[Q23]
11月16日(月)～11月23日(月)の間に次の項目について、第1子(一学年上のお子様)のためだけに実際に支払った金額を1円単位でお答えください。
 現金での支払いや振込み、カード払いのほか、口座からの引き落とし額も含みます。
 注意) 我が家はこうした項目での支払いがない」「第1子専用には買っていない(家族で共用している)」にこの週はまたま支払いがなかった」というような場合は、記入欄に「0」を入力してください。
 ※ 第1子(一学年上のお子様)も家族と同じものを使い、同じものを食べている場合は「同居家族分」として、次の質問でお答えください。

[Q23.1]
お子様の「生活消耗品」について

生活消耗品	第1子専用分
第1子のために購入したおむつ(紙・布)、お尻拭き、お手拭き、ペーパーワタ、オイル、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、リンス、乳液、クリーム、制汗剤、消臭剤等	□ 円

[Q23.2]
お子様の「食費」について

家庭内での食事代、弁当材料費	第1子専用分
第1子のために購入した粉ミルク、哺乳食、手作りのやつ材料費、家庭内での食事にかかる材料費、通園・通学用などの弁当材料費	□ 円
外食費	□ 円
おやつ、間食	□ 円

※ 手作りおやつ材料費は「家庭内での食事代、弁当材料費」へ

送信